

縦 覧 用

創 第 1 号

業 務 名

青森港地方創生拠点整備設計業務委託

業務委託仕様書

青森県 県土整備部 港湾空港課

平成30年4月

青森県建築設計業務委託共通仕様書

第1章 総則

1. 1 適用

1. 本共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、青森県が発注する営繕工事に係る建築設計業務(建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計業務及び積算業務(以下「設計業務」という。))の委託に適用する。
2. 設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書の中に相違がある場合、設計図書の優先順位は、次の(1)から(5)の順序のとおりとする。
 - (1)質問回答書
 - (2)現場説明書
 - (3)別冊の図面
 - (4)特記仕様書
 - (5)共通仕様書
3. 受注者は、前項の規定により難しい場合又は設計図書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、調査職員と協議するものとする。

1. 2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、契約担当者等をいう。
2. 「受注者」とは、設計業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
3. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書の規定に基づき、発注者が定めた者であり、総括調査員、主任調査員、調査員を総称していう。
4. 「検査職員」とは、設計業務の完了の確認、部分払の請求に係る既履行部分の確認及び部分引渡しの指定部分に係る業務の完了の確認を行う者で、契約書の規定に基づき、検査を行う者をいう。
5. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
6. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
7. 「契約書」とは、「建築設計業務委託契約書の制定について」(平成15年 3月20日付け青監第1781号)別冊建築設計業務委託契約書をいう。
8. 「設計図書」とは、別冊の図面、仕様書、現場説明書及び質問回答書をいう。

9. 「質問回答書」とは、別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
10. 「現場説明書」とは、設計業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務の契約条件を説明するための書面をいう。
11. 「別冊の図面」とは、契約に際して発注者が交付した図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
12. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書(特記仕様書において定める資料及び基準等を含む。)を総称していう。
13. 「共通仕様書」とは、各設計業務に共通する事項を定める図書をいう。
14. 「特記仕様書」とは、当該設計業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
15. 「業務履行報告書」とは、契約書の規定で定める履行報告をいう。
16. 「特記」とは、1. 1の2. の(1)から(4)に指定された事項をいう。
17. 「指示」とは、調査職員又は検査職員が受注者に対し、設計業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
18. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行若しくは変更に関して相手方に書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。
19. 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、設計業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
20. 「報告」とは、受注者が発注者又は調査職員若しくは検査職員に対し、設計業務の遂行に当たって調査及び検討した事項について、書面をもって知らせることをいう。
21. 「承諾」とは、受注者が発注者又は調査職員に対し、書面で申し出た設計業務の遂行上必要な事項について、発注者又は調査職員が書面により同意することをいう。
22. 「質問」とは、不明な点に関して、書面をもって問うことをいう。
23. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
24. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
25. 「提出」とは、受注者が発注者又は調査職員に対し、設計業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
26. 「書面」とは、手書き、印刷等により作成した書類をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を有する場合は、電子メール、

ファクシミリ等により伝達できるものとするが、速やかに有効な書面と差し替えるものとする。

27. 「検査」とは、検査職員が契約図書に基づき、設計業務の完了の確認、部分払の請求に係る既履行部分の確認及び部分引渡しの指定部分に係る業務の完了の確認をすることをいう。
28. 「打合せ」とは、設計業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
29. 「修補」とは、発注者が検査時に、受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
30. 「協力者」とは、受注者が設計業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

第2章 設計業務の範囲

設計業務は、一般業務及び追加業務とし、内容及び範囲は次に掲げるところによる。

1. 一般業務の内容は、平成21年国土交通省告示第15号(以下「告示」という)別添一第1項に掲げるものとし、範囲は特記による。
2. 追加業務の内容及び範囲は特記による。

第3章 業務の実施

3.1 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に設計業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、管理技術者が設計業務の実施のため調査職員との打合せを開始することをいう。

3.2 設計方針の策定等

1. 受注者は、業務を実施するに当たり、設計図書及び調査職員の指示を基に設計方針の策定(告示別添一第1項第一号イに掲げる基本設計方針の策定及び第二号イに掲げる実施設計方針の策定をいう。)を行い、業務当初及び変更の都度、調査職員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
3. 電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種についてあらかじめ調査職員の承諾を得なければならない。

3. 3 適用基準等

1. 受注者が、業務を実施するに当たり、適用すべき基準等（以下「適用基準等」という。）は特記による。
2. 受注者は、適用基準等により難い特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合には、あらかじめ、調査職員と協議し、その承諾を得なければならない。
3. 適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

3. 4 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に、関係書類を調査職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料(以下「委託料」という。)に係る請求書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式及び部数が定められていない場合は、調査職員の指示によるものとする。

3. 5 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、調査職員に説明した上で提出しなければならない。
2. 業務計画書の内容は、特記による。
3. 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 調査職員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

3. 6 守秘義務

受注者は、契約書第6条の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

3. 7 再委託

1. 受託者は、設計業務等における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、契約書の規定により再委託してはならない。
2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理(構造計算、設備計算及

び積算を除く。)、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を得なくてもよいものとする。

3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、設計業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。なお、協力者が青森県建設関連業務の競争入札参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。
また、複数の段階で再委託が行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。
5. 受注者は、協力者及び協力者が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは当該複数の段階の再委託の相手方の住所、氏名及び当該複数の段階の再委託の相手方がそれぞれ行う業務の範囲を記載した書面を更に詳細な業務計画に係る資料として、調査職員に提出しなければならない。
6. 受注者は協力者に対し、設計業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。

3. 8 特許権等の使用

受注者は、契約書の規定に基づき、発注者に特許権等の使用に関して要する費用負担を求める場合、権利を所有する第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を得なければならない。

3. 9 調査職員

1. 発注者は、設計業務における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 調査職員は、契約図書に定められた範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 調査職員の権限は、契約書で規定する事項とする。
4. 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。
ただし、緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行うことができるものとし、受注者はその指示等に従うものとする。
5. 調査職員は、口頭による指示等を行った場合は、7日以内に書面により受注者にその内容を通知するものとする。

3. 10 管理技術者

1. 受注者は、設計業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。

2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
3. 管理技術者の資格要件は、特記仕様書による。また、管理技術者は、日本語に堪能でなければならない。
4. 管理技術者に委任できる権限は、契約書に規定する事項とする。
ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に書面をもってその内容を含め報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限(契約書の規定により行使できないとされた権限を除く。)を有するものとされ、発注者及び調査職員は、管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
5. 管理技術者は、調査職員が指示するところにより、関連する他の設計業務の受注者と十分に協議のうえ、相互に協力しつつ、業務を実施しなければならない。

3. 1 1 資料の貸与及び返却

1. 業務の実施に当たり、貸与又は支給する図面、適用基準及びその他必要な物品等(以下「貸与品等」という。)は、特記による。
2. 受注者は、貸与品等の必要がなくなった場合は、直ちに調査職員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。
万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、特記仕様書に定める守秘義務が求められる資料については、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

3. 1 2 関連する法令、条例等の遵守

受注者は、設計業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

3. 1 3 関係機関への手続き等

1. 受注者は、設計業務の実施に当たっては、発注者が行う関係機関等への手続き及び立会いの際に協力しなければならない。また、受注者は、設計業務を実施するため、関係機関等に対する諸手続き及び立会いが必要となった場合は、速やかに行うものとし、その内容を調査職員に報告しなければならない。
2. 受注者が、関係機関等から交渉を受けたとき及び打合せを行ったときは、遅延なくその旨を調査職員に報告し、必要な協議を行うものとする。

3. 1 4 打合せ及び記録

1. 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面(業務打合簿)に記録し、相互に確認しなければならない。
2. 設計業務着手時及び特記仕様書に定める時期において、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について、管理技術者が書面(業務打合簿)に記録し、相互に確認しなければならない。

3. 1 5 条件変更等

1. 受注者は、設計図書に明示されていない履行条件について、予期することのできない特別な状態が生じたと判断し、発注者と協議して当該規定に適合すると認められた場合は、契約書の規定により、速やかに調査職員にその旨を通知し、その確認を請求しなければならない。

3. 1 6 契約内容の変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務委託契約の変更を行うものとする。
 - (1)業務委託料の変更を行う場合
 - (2)履行期間の変更を行う場合
 - (3)調査職員と受注者が協議し、設計業務施行上必要があると認められる場合
 - (4)契約書の規定に基づき、業務委託料の変更に代える設計図書の変更を行う場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 3. 1 5の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項
 - (2)設計業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3)その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項

3. 1 7 一時中止

1. 発注者は、次の各号に該当する場合は、契約書の規定により、受注者に通知し、必要と認める期間、設計業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。
 - (1)関連する他の設計業務の進捗が遅れたため、設計業務の続行を不相当と認めた場合
 - (2)天災等の受注者の責に帰すことができない事由により、設計業務の対象箇所

の状態や受注者の業務環境が著しく変動したことにより、設計業務の続行が不適当又は不可能となった場合

(3)受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合

3. 1 8 履行期間の変更

1. 受注者は、契約書の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、修正した業務工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
2. 受注者は、契約書の規定に基づき、履行期間を変更した場合は、速やかに、修正した業務工程表を提出しなければならない。

3. 1 9 修補

1. 受注者は、調査職員から修補を求められた場合には、速やかに修補をしなければならない。
2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。
3. 検査職員が修補の指示をした場合には、その修補の完了の確認は、検査職員の指示に従うものとする。
4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

3. 2 0 設計業務の成果物

1. 契約図書に規定する成果物には、特定の製品名、製造所名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。ただし、これにより難しい場合には、あらかじめ、調査職員と協議し、承諾を得なければならない。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合又は調査職員が指示し、これに同意した場合には、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなければならない。
3. 成果物において使用する言語は日本語、数字は算用数字、単位はメートル法、通貨は日本円とする。また、計量単位は、国際単位系(S I 単位)のほか、非S I 単位を併記することができるものとする。ただし、国際単位系の適用に際し疑義が生じた場合は、調査職員と協議を行うものとする。

4. 受注者は、提出したCADデータを当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図及び当該施設の完成図の作成に使用する等、契約書で規定している範囲内で、利用することに関して許諾するものとする。

3. 2 1 検査

1. 受注者は、設計業務が完了したとき並びに部分払いを請求しようとするとき及び部分引渡しの指定部分に係る業務が完了したときは、検査を受けなければならない。
2. 受注者は、検査を受ける場合は、あらかじめ成果物並びに指示、請求、通知、報告、承諾、提出及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料を整備し、調査職員に提出しておかなければならない。
3. 受注者は、契約書の規定に基づく部分払いの請求に係る既履行部分の確認の検査を受ける場合は、当該請求に係る既履行部分等の算出方法について調査職員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る業務は、次の(1)及び(2)の要件を満たすものとする。
 - (1)調査職員の指示を受けた事項がすべて完了していること。
 - (2)契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了していること。
4. 発注者は、設計業務の検査に先立って調査職員を通じて受注者に検査日を連絡するものとする。
5. 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会のうえ、契約図書に基づき次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1)設計業務成果物の検査
 - (2)設計業務履行状況の検査(指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料により検査する。)

3. 2 2 引渡し前における成果物の使用

受注者は、契約書の規定により、成果物の全部又は一部の使用を承諾した場合には、使用同意書を発注者に提出するものとする。

3. 2 3 暴力団員等による不当介入に対する通報・報告義務

受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

青森県建築設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 計画概要

- (1) 業務番号 : 創第 1 号
- (2) 業務名 : 青森港地方創生拠点整備設計業務委託
- (3) 業務場所 : 青森市本町 3 丁目 地内
- (4) 用途 : 事務所
- (5) 延床面積 : 1,500㎡程度

2. 業務の実施期間等

- (1) 設計業務
 - a. 業務日数 : 日
 - b. 履行期限 : 平成 30 年 10 月 30 日
基本設計説明 : 契約成立の日から 日以内に行うものとする。
基本設計説明 : 平成 年 月 日までに行うものとする。
- (2) 支払年度割 平成 30 年度 : 100%
平成 年度 : %

3. 適用

- (1) 特記仕様書に記載された特記事項の中で、・印の付いたものについては○印の付いたものを適用する。・印に○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。また、・印と※印両方に○印が付いた場合は、共に適用する。
- (2) 各特記事項に記載の () 内表示番号は、共通仕様書の該当番号を示す。

4. 設計VEの適用

本設計業務において、VE業務を (※ 実施しない ・ 実施する)。

設計VE業務を実施する場合、別に定める「青森県国土整備部建築工事設計VE実施要領」並びに「青森県国土整備部建築工事設計VE実施マニュアル」を遵守し、同マニュアルにある設計者の役割を十分に把握し、VE業務の遂行に協力する。なお、実施のスケジュールについては別途通知する。

5. 設計と条件

| | |
|---------|--|
| 目的 | クルーズ船乗客のCIQの手続き、及び、地元事業者等による物産販売やサービスの提供、観光案内を行うクルーズ船ターミナルを新築する。 |
| 対象となる棟名 | 青森港クルーズターミナル |
| 用途 | 事務所 (平成21年国土交通省告示第15号別添二 第4号第1類) |
| 施設規模・面積 | 延べ床面積 : 1,500㎡程度 平屋建て |
| 必要機能 | 要求水準書を参考とすること。 |
| 必要諸室 | 要求水準書を参考とすること。 |

| | |
|----------|---|
| 設備に関する要件 | 要求水準書を参考とすること。 |
| 構造に関する要件 | 耐震安全性の分類：Ⅱ類 重要度係数：1.25 官庁施設の総合耐震計画基準(平成19年12月18日付け営計第76号、国営整第123号、国営設第101号)による分類 |
| 外構に関する要件 | |
| 景観に関する要件 | 青森県景観条例の遵守 |
| 防災に関する要件 | |
| 防犯に関する要件 | |
| 設計対象工事費 | 379,000 千円程度 (消費税込み) |
| 経費区分 | ○県単 ・ 公共 |
| 工事発注条件 | コンソーシアムによる公募型プロポーザルにより最優秀者を決定し、当該構成員と随意契約する。 |
| 建設工期 | 平成31年3月完成予定 |

6. 事前調査概要

| | |
|------------|---|
| 土地条件 | 面積：約24,580㎡ 地目：ふ頭用地 所有：青森県 道路：臨港道路 幅員11.5m (建築基準法第43条ただし書き[接道許可]) 現況：海面埋立による造成地 (アスファルト舗装敷) |
| 敷地測量 | ・ 済 ・ 平成○年○月実施予定 |
| 地質調査 | ・ 済 ・ 平成○年○月実施予定 |
| インフラ施設 | 別添参考図を参照 (上・下水道、排水、電気) |
| 都市計画法令等の条件 | 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等： 都市計画区域内 用途地域：準工業地域 防火地域等：準防火地域 建ぺい率：60% 容積率：200% |

7. その他留意事項

| |
|--|
| |
|--|

Ⅱ 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「青森県建築設計業務委託共通仕様書」による。

1. 設計業務の内容及び範囲

委託する業務範囲は次のとおりとする。ただし、各業務の中で必要となる資料等の提供、事業課との協議・調整等は発注者が行う。

(1) 一般業務の範囲

a. 基本設計

- 1) 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- 2) 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- 3) 電気設備基本設計に関する標準業務
- 4) 機械設備基本設計に関する標準業務

b. 実施設計

- 1) 建築（総合）実施設計に関する標準業務 （設計意図の伝達業務を除く）
- 2) 建築（構造）実施設計に関する標準業務 （設計意図の伝達業務を除く）
- 3) 電気設備実施設計に関する標準業務 （設計意図の伝達業務を除く）
- 4) 機械設備（昇降機を含む）実施設計に関する標準業務 （設計意図の伝達業務を除く）

(2) 追加業務の内容及び範囲

※ 積算業務

※ 建築積算（積算数量算出書の作成・単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）

※ 電気設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）

※ 機械設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）

・ 透視図作成

- 計画通知手続き業務（手数料の納付を含む）
- 建築物エネルギー消費性能確保計画又は建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の作成及び通知手続業務
- 概略工事工程表の作成
- 建築物の利用に関する説明書の作成
- ・ 総合的な環境保全性に関する検討・評価資料の作成
- ・

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- c. 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- d. 調査職員の指示により、「設計説明書」に必要事項を記入のうえ、関連する資料とともに調査職員に提出する。
- e. 調査職員が適用基準と同等であると認める場合においては、事業者の提案によることのできるものとする。

(2) 適用基準等

a. 技術・性能・仕様等適用基準

- 公共建築工事標準仕様書(建築・電気・機械) (平成28年版)
- 建築設計基準 (平成26年版)
- 建築構造設計基準 (平成25年版)
- 建築設備計画基準 (平成27年版)
- 建築設備設計基準 (平成27年版)
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書(建築・電気・機械) (平成28年版)
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 (平成25年 3月)
- ・ 青森県営繕設備設計要領 (平成29年度版)
- ・ 青森県建築設計断熱基準 (平成11年10月)
- 青森県福祉のまちづくり条例別表第2 (整備基準) (平成11年 3月)
- 青森県公共事業景観形成基準 (及びガイドプラン) (平成 9年 2月)
- 青森県景観色彩ガイドプラン (平成12年 3月)
- 建築工事設計図書作成基準 (平成28年版)
- 建築工事における建設副産物管理マニュアル (平成18年 3月)
- 防犯に考慮した設計ガイドライン (平成16年10月)
- ・ 青森県環境調和建築設計指針 (平成15年12月)
- ・ 青森県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン (平成28年 4月)
- 青い森県産材利用推進プラン (平成23年 9月)

・貸与

b. 積算等適用基準

- 公共建築工事標準単価積算基準 (平成28年版)
- 公共建築数量積算基準 (平成18年版)
- 公共建築設備数量積算基準 (平成15年版)
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引 (平成27年版)
- 青森県県土整備部建築工事積算基準 (平成19年 4月)
- 青森県県土整備部建築工事共通費積算基準 (平成29年 4月)
- 青森県県土整備部建築工事単価等決定要領 (平成26年 4月)
- 公共建築工事内訳書標準書式(建築・設備) (平成24年版)

・貸与

(3) 青森県環境調和建築設計指針の適用

本設計業務において、青森県環境調和建築設計指針を（ ※ 適用する 適用しない ）。

青森県環境調和建築設計指針が適用される場合は、設定された水準に基づき以下の作業を行う。

- a. 庁舎及び学校の場合には「環境負荷低減手法選択シート」により、各対策項目について、目標とする指標値が達成可能な対策レベルを選定する。

同シートにより各環境負荷低減手法の採用による費用対効果を算出する。

その他の施設の場合は、同指針を参考にして検討を行い、同様の作業を行う。

- b. 指針に掲げる5項目について、基本設計、実施設計の両段階において、「環境調和建築チェックシート」により、環境への配慮度合いを確認する。

3. 管理技術者等の資格要件

業務の実施にあたっては、以下の資格要件を有する管理技術者等を適切に配置した体制とする。
 なお、「管理技術者等」とは、管理技術者、協力員を総称している。

(1) 管理技術者(3.5)

管理技術者については、以下の要件を満たす者とする。また、設計業務についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

a. 資格要件

- ※ 建築士法(昭和25年法律第202号)による (●)一級建築士 ・ 構造設計一級建築士
 ・ 設備設計一級建築士 ・ 建築設備士)であること

b. 実務要件

1) 公共建築工事標準仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部)またはそれに準ずる仕様書を適用した工事の設計業務を実施した経験を有すること

2) 資格別要件

① 一級建築士

- ・ 建築に関して18年以上の実務経験相当の能力を有すること
- ・ 建築に関して13年以上の実務経験相当の能力を有すること
- ※ 建築に関して8年以上の実務経験相当の能力を有すること
- ・ 建築に関して5年以上の実務経験相当の能力を有すること

② 設備設計一級建築士・建築設備士

- ・ 建築設備に関して18年以上の実務経験相当の能力を有すること
- ・ 建築設備に関して13年以上の実務経験相当の能力を有すること
- ※ 建築設備に関して8年以上の実務経験相当の能力を有すること
- ・ 建築設備に関して5年以上の実務経験相当の能力を有すること

3) その他

(2) 協力者(3.22)【電気・機械設備を再委託する場合】

協力者については、以下の(・a、bのいずれかの要件 (●)a及びbの要件)を満たすものとする。
 また、設計業務についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

a. 協力者の資格要件

- ※ 電気・機械設備を再委託する場合の協力者については、下記の表に○印の付いている委託内容に限る。

| 適用 | 資格区分 設計委託内容 | 設備設計 | 建築設備 | 技術士 | 空気調和 | 1級電気・ | 第1・2・3種 |
|-----|------------------------|-------|------|-----|-----------|--------------|-------------|
| | | 一級建築士 | 士 | | 衛生工学 会 | 管工事施 工管理技 | 電気主任 技術者 |
| ・ | 2,000㎡を超える新築 大規模建築物 | ○ | ○ | × | × | × | × |
| ・ | 大幅なシステム変更・ 特殊設備改修 | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × |
| (●) | その他の新築・ 改修工事等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

b. 協力者の実務要件

- 1) 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）またはそれに準ずる仕様書を適用した工事の設計業務を実施した経験を有すること
- 2) 実務経験年数
 - ・ 建築設備に関して18年以上の実務経験相当の能力を有すること
 - ・ 建築設備に関して13年以上の実務経験相当の能力を有すること
 - ※ 建築設備に関して8年以上の実務経験相当の能力を有すること
 - ・ 建築設備に関して5年以上の実務経験相当の能力を有すること

4. 成果物及び提出部数

(1) 成果物

| 提出時期 | 提出物 |
|---------------|--|
| 基本設計 業務完了時 | 1. 「基本設計説明書」 |
| | 2. 「基本設計図書」 |
| 実施設計 業務完了時 | 1. 「実施設計説明書」 |
| | 2. 「実施設計図書関係」 |
| | 3. 「工事費関係書類」 |
| | 4. 「検討書・届出関係」 |
| | <ol style="list-style-type: none"> a. 各種検討書 b. 各種届出書 |

(2) 成果物の内容

| 提出時期 | 提出物 | 提出部数 | 大きさ | 備考 |
|------------|---|-----------|-----|-----|
| 基本 設計業務 | 「基本設計説明書」 | 3部 | A3判 | |
| | a. 業務体制・業務工程表 | | | |
| | b. 設計条件・設計方針 | | | |
| | e. 現地調査概要 —（敷地形状及び既存建物等の配置状況、隣接道路・工事進入路状況、 インフラ整備状況、敷地内進入経路・仮設物設置可能敷地、敷地内の工事支障物等の記録、写真）— | | | |
| | d. 基本計画概要 | | | |
| | e. 関係法令等への対応 | | | |
| | f. 建築に対する考え方 （ゾーニング、動線計画、諸室計画、仕上計画、外構計画、バリアフリー・エコ・サステナブルデザインへの取組、県産材使用方針、景観上の配慮、防災計画、日影図、机上電波障害予想図等） | | | |
| | g. 構造に対する考え方 （耐久性の考え方、上部構造・基礎構造の各検討、地質概要等） | | | |
| | h. 設備に対する考え方 （省エネ対策、冷暖房の対応、給水計画、便所計画、浄化槽検討等） | | | |
| | i. 青森県環境調和建築設計指針の検討 —（環境負荷低減手法選択シート、環境調和建築チェックシート）— | | | |
| | j. 工事費概算、概略設計計算書、維持費概算 | | | |
| | k. 各種検討書（インシャルコストとランニングコスト、メンテナンス、環境配慮等） | | | |
| | l. その他 | | | |
| | 「基本設計図書」 | 5. 設計図書参照 | 3部 | A3判 |

| | | | | | |
|--|-----------------------------------|-------------|-----------|-----------|------------|
| 実施 設計業務 | 「実施設計説明書」 | 3部 | A3判 | (白紙) | |
| | a. 設計方針 | | | | |
| | b. 関係法令等への対応 | | | | |
| | c. 建築に対する考え方 | | | | |
| | d. 構造に対する考え方 | | | | |
| | e. 設備に対する考え方 | | | | |
| | f. 青森県環境調和建築設計指針の検討 | | | | |
| | g. 主要設計図 | | | | |
| | h. その他 | | | | |
| | 実施 設計業務 | 「実施設計図書関係」 | 5. 設計図書参照 | | |
| a. 透視図及び写真 | | (内外観各1面) | 1部 | A3判程度 | |
| b. 原図 | | | 1式 | CD-R | |
| c. 製本図面 | | ①原図判2つ折製本 | 2部 | 原図判 | |
| | | ②縮小判2つ折製本 | 3部 | A3判 | |
| d. CADデータ(総合実施設計図) | | (※1) | 2部 | | CD-R |
| e. 工事縦覧用図面 | | | 1部 | 原図判 | 左綴り |
| f. 青写真バラ図面又は図面 —データ入力CD-R | | 電子縦覧対象でない場合 | 20部程度 | 原図判又はCD-R | |
| | | 電子縦覧対象の場合 | 1部 | | CD-R(※2) |
| g. 工事起案用主要図面(案内・配置・各階平面・ —立面・断面図及び住上表等、設備工事は全て) | | | 1部 | 原図判 | A4判折袋 入 |
| h. 説明資料用縮小図 (案内・配置・各階平面・立面・断面図及び透視図(カラー)) | | | 5部程度 | B4判 | (白紙) |
| i. OHP(案内図、配置図、各平面図、透視図(カラー)) | | | 各1枚 | A4判 | |
| 実施 設計業務 | | 「工事費関係」 | | | |
| | a. 工事費内訳書 | | 1部 | A4判 | |
| | b. 工事費内訳計算データ | | 1部 | CD-R | |
| | c. 積算算出原稿(積算数量、一位代価、見積書等) | | 1部 | A4判 | ファイル収納 |
| | d. 設計データ集計表 | | 1部 | A4判、A3判 | データ共 |
| | 「検討書関係」 | | | | |
| | a. 構造計算書 | | 1部 | A4判 | |
| | b. 各種技術資料 | | 1部 | A4判 | |
| | c. 青森県環境調和建築設計指針関係 | | 1部 | A4判、A3判 | データ共 |
| | d. 打合せ記録簿 | | 1部 | A4判 | |
| e. チェックリスト(設備工事) | | 1部 | A4判 | | |
| f. 概略工事工程表 | | 1部 | A4判、A3判 | | |
| g. その他検討書 | | | | | |
| 実施 設計業務 | 「届出関係」 | | | | |
| | a. 計画通知関係書類 | | 正副各1部 | A4判 | |
| | b. 建築物省エネ法通知関係書類(省エネ性能 確保計画含む) | | 正副各1部 | A4判 | |
| | | | 正副各1部 | A4判 | |
| | c. 福祉のまちづくり条例関係書類 | | 正副各1部 | A4判 | |
| | d. 防災計画書等 | | 正副各1部 | A4判 | |
| | e. 他官公署等申請・届出関係書類 | | 正副各1部 | A4判 | |
| f. その他届出 | | | | | |

※1 「実施設計図書関係」dのCADデータは、「青森県建築CAD図面作成要領(案)」に基づき作成する。

提出されたCADデータを、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図及び当該施設の完成図の作成に使用する等、建築設計業務委託契約書第8条第1項の規定の範囲内で利用することがある。

※2 「実施設計図書関係」fの電子縦覧用の図面データ入力CD-Rは次のとおり作成する。

- ① ファイル形式は、PDF形式とし、全ての図面を一つのファイルにまとめ、CD-Rに格納すること。
- ② 格納するファイルはできる限り直接CADソフトよりPDF形式に変換すること。
- ③ 解像度は600dpiのモノクロを標準とし、用紙の設定は原図サイズとすること。
- ⑤ CD-R及びケースには工事名称を記載する。
- ⑥ その他不明な点がある場合は調査職員の指示による。

※ 工事内容又は工事費金額により必要としないものがあるので調査職員の指示による。

※ 上記成果品は イージーキャビネットA4判 (ESC-101N W365*H290*D450 同等品) に納めて納入すること。

5. 設計図書

(1) 建築 (総合・構造)

| 基本設計図書 | 実施設計図書 | 縮尺・規格 |
|-------------|-------------------------------|-------------|
| | 特記仕様書 | 指定 |
| 仕上表 (内外主要部) | 内外仕上表 | |
| 面積表 | 面積表及び求積図 | |
| 敷地案内図 | 敷地案内図 | |
| 配置図及び外構計画図 | 配置図 | 1/200～1/600 |
| 各階平面図 | 各階平面図 | 1/100～1/200 |
| 立面図 | 立面図 | 1/100～1/200 |
| 断面図 | 断面図 | 1/100～1/200 |
| | 矩計詳細図 | 1/20～1/30 |
| | 展開図 | 1/50 |
| | 天井伏図 | 1/100～1/200 |
| | 平面詳細図 | 1/20～1/30 |
| | 部分詳細図 | 1/20～1/30 |
| | 建具表 | 1/30～1/50 |
| | 外構図 | 1/200～1/600 |
| 基本構造図 | 構造図 | |
| | i. 伏図 | 1/100～1/200 |
| | ii. 軸組図 | 1/100～1/200 |
| | iii. 各部断面図 | 1/20～1/30 |
| | iv. ラーメン図 | 1/20～1/50 |
| | v. 各部詳細図 | 1/20～1/30 |
| | 総合実施設計図 (平面図、立面図、天井伏図、展開図) | |

※ 工事内容又は工事費金額により必要としないものがあるので調査職員の指示による。

※ 実施設計図書はA1判又はA2判、基本設計図書はA3判白紙を基本とする。

(2) 電気設備

| 基本設計図書 | 実施設計図書 | 縮尺・規格 |
|-------------|----------------|---------------|
| | 特記仕様書 | 指定 |
| 主要機器表 | 各種機器表 | |
| 配置図 (屋外設備図) | 敷地案内図 | |
| | 配置図 | (1/200～1/600) |
| 各種システム系統図 | 受変電設備単線結線図 | |
| | 幹線系統図 | |
| | 分電盤、動力盤、制御盤結線図 | |

| | | |
|---------|------------|-------------|
| | 動力設備系統図 | |
| | 弱電設備系統図 | |
| 照明設備概要図 | 受変電設備図 | 1/20～1/50 |
| 特殊設備概要図 | 自家発電設備図 | 1/20～1/50 |
| | 電灯設備平面図 | 1/100～1/200 |
| | 動力設備平面図 | 1/100～1/200 |
| | 照明器具姿図 | |
| | 弱電設備平面図 | 1/100～1/200 |
| | 弱電設備器具姿図 | |
| | 昇降機・搬送機設備図 | 1/50 |
| | 部分詳細図 | 1/20～1/50 |
| | 屋外設備図 | 1/20～1/300 |
| | その他必要な図面 | |

※ 工事内容又は工事費金額により必要としないものがあるので調査職員の指示による。

※ 実施設計図書はA1判又はA2判、基本設計図書はA3判白紙を基本とする。

(3) 機械（給排水衛生・空調換気）設備

| 基本設計図書 | 実施設計図書 | 縮尺・規格 |
|---------------------------|------------|-------------|
| | 特記仕様書 | 指定 |
| 主要機器表 | 各種機器表 | |
| 配置図（屋外設備図） | 敷地案内図 | |
| | 配置図 | 1/200～1/600 |
| 各種システム系統図 | 給排水衛生系統図 | |
| | 給湯・ガス設備系統図 | |
| | 空調設備系統図 | |
| | 換気設備系統図 | |
| | 消火設備系統図 | |
| | 自動制御設備構成図 | |
| 機械室機器配置概要図 配管ダクトルート概要図 | 給排水衛生設備平面図 | 1/100～1/200 |
| | 衛生器具姿図 | |
| | 給湯・ガス設備平面図 | 1/100～1/200 |
| | 空調設備平面図 | 1/100～1/200 |
| | 換気設備平面図 | 1/100～1/200 |
| | 消火設備平面図 | 1/100～1/200 |
| | 汚水処理設備仕様図 | |
| | 自動制御機器機能表 | |
| | 自動制御設備計装図 | |
| | 自動制御設備平面図 | 1/100～1/200 |
| | 特殊設備平面図 | |
| | 部分詳細図 | 1/20～1/50 |
| | 屋外設備図 | 1/20～1/300 |
| | 屋外排水設備縦断図 | |
| その他必要な図面 | | |

※ 工事内容又は工事費金額により必要としないものがあるので調査職員の指示による。

※ 実施設計図書はA1判又はA2判、基本設計図書はA3判白紙を基本とする。